

平成十六年三月

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の説明書

外務省

目次

|    |  |   |
|----|--|---|
| 一  | 概説                                     | 一 |
| 1  | 条約の成立経緯                                | 一 |
| 2  | 条約締結の意義                                | 一 |
| 3  | 条約の締結により我が国が負つこととなる義務                  | 一 |
| 4  | 早期国会承認が求められる理由                         | 二 |
| 二  | 条約の内容                                  | 三 |
| 1  | 用語                                     | 三 |
| 2  | 目的                                     | 三 |
| 3  | 基本原則                                   | 四 |
| 4  | 一般的義務                                  | 四 |
| 5  | たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置            | 四 |
| 6  | たばこの煙にさらされることからの保護                     | 五 |
| 7  | たばこ製品の含有物に関する規制                        | 五 |
| 8  | たばこ製品についての情報の開示に関する規制                  | 五 |
| 9  | たばこ製品の包装及びラベル                          | 五 |
| 10 | 教育、情報の伝達、訓練及び啓発                        | 六 |
| 11 | たばこの広告、販売促進及び後援                        | 六 |
| 12 | たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置 | 七 |
| 13 | たばこ製品の不法な取引                            | 七 |

|    |                                    |   |
|----|------------------------------------|---|
| 14 | 未成年者への及び未成年者による販売                  | 八 |
| 15 | 経済的に実行可能な代替の活動に対する支援の提供            | 八 |
| 16 | 環境及び人の健康の保護                        | 八 |
| 17 | 責任                                 | 九 |
| 18 | 研究、監視及び情報の交換                       | 九 |
| 19 | 報告及び情報の交換                          | 九 |
| 20 | 科学的、技術的及び法的な分野における協力並びに関連する専門知識の提供 | 九 |
| 21 | 締約国会議                              | 九 |
| 22 | 事務局                                | 〇 |
| 23 | 資金                                 | 〇 |
| 24 | 紛争の解決                              | 〇 |
| 25 | 条約の改正                              | 一 |
| 26 | 附属書の採択及び改正                         | 一 |
| 27 | 留保                                 | 一 |
| 28 | 議定書                                | 一 |
| 29 | 批准、受諾、承認、正式確認又は加入                  | 一 |
|    | 三 条約の実施のための国内措置                    | 一 |
|    | (参考)                               | 二 |

## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

(1) 世界保健機関（WHO）は、喫煙による健康被害の拡大を憂慮して、その加盟国に対し総合的なたばこ対策の実施を呼びかける世界保健総会決議を昭和四十五年（千九百七十年）以来累次採択してきたが、たばこ製品に関する広告、たばこ製品の密輸等、たばこ及び健康に関連する国境を越えた問題の解決のためには、各国が共通した対策をとって対応することが必要であるとして、平成八年（千九百九十六年）、世界保健総会は、WHO憲章第十九条の規定に基づき、たばこの規制に関する枠組条約の作成の適否の検討をWHO事務局長に要請した。さらに、平成十一年（千九百九十九年）の世界保健総会は、この条約を昨年（平成十一年）の世界保健総会までに採択することを目標として、条約の起草及び交渉のための政府間交渉会議を設立することを決定した。

(2) 政府間交渉会議は、平成十二年（二千年）十月に開始され、昨年二月の第六回交渉会議において、この条約の案文についての実質的な合意が成立した。その後、この条約は、同年五月二十一日の世界保健総会においてコンセンサスで採択された。

(3) この条約は、昨年六月十六日から二十二日までジュネーブのWHO本部において署名のため開放され、その後同年六月三十日から本年六月二十九日までニューヨークの国際連合本部において署名のため開放されている。同条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる（条約第三十六条<sup>1</sup>。本年二月二十五日現在、九箇国が締結）。

### 2 条約締結の意義

この条約は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、主要なたばこ製品の生産国かつ消費国としてバランスのとれた真に実効的なたばこの規制に寄与する上で有意義であると認められる。

### 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所等におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置を採

択し及び実施すること。

(2) たばこ製品の包装及びラベルについて、たばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段等（例えば、「ライト」、「マイルド」等の形容的表示）を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施すること。

(3) たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルに、その主たる表示面の三十パーセント以上を占める健康に関する警告を付するとともに、たばこ製品の関連のある含有物及び排出物についての情報を含めること。

(4) あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行い、又は、自国の憲法若しくは憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない場合には、これらを制限すること。

(5) 自国の国内市場において販売される小売用及び卸売用のたばこ製品の個装その他の包装について、最終仕向地を示す効果的な表示又は当局が当該たばこ製品の国内市場における販売の合法性を判断することに役立つ他の効果的な表示を行うことを要求すること。

(6) 国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、効果的な措置を採択し及び実施すること。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、昨年六月の署名開放以来、本年二月二十五日現在で既に九十三箇国（欧州共同体（EC）を含む。）が署名する等、その早期発効に向けて多くの国が積極的に取り組んでいる。同条約の下でたばこの健康への悪影響の低減の実効を挙げるためには、たばこの生産国及び消費国の双方が広く同条約を締結し実施することが不可欠であり、他の多くの国は、世界におけるたばこ製品の主要な生産国かつ消費国である我が国が同条約を早期に締結し、同条約を真に実効的な枠組みとすることを強く期待している。また、同条約の枠組みの下、今後たばこに関する様々な規制が導入されていくことが想定され、我が国としてもこのようなプロセスに時宜を逸することなく参画していくことが肝要である。我が国が可及的速やかにこの条約を締結することは、このような国際社会の強い期待にこたえらるとともに、国際的なたばこ対策への取組及び保健分野の国際協力に関する我が国の積極的な姿勢を示す上で有意

義である。

## 二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 用語（第一条）

- (1) 「不法な取引」とは、法令によって禁止されるあらゆる行為であつて、生産、輸送、受領、保有、流通、販売又は購入に関するもの（このような活動を促進することを意図したあらゆる行為を含む。）をいう。
- (2) 「たばこの広告及び販売促進」とは、商業上行われるあらゆる形態による情報の伝達、奨励又は行動であつて、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。
- (3) 「たばこの規制」とは、供給、需要及び害を減少させるための一定の戦略であつて、たばこ製品の消費及びたばこの煙にさらされることをなくし又は減少させることにより人々の健康を改善することを目的とするものをいう。
- (4) 「たばこ産業」とは、たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者をいう。
- (5) 「たばこ製品」とは、喫煙用、吸引用、かみ用又はかぎ用に供するために製造された製品であつて、全部又は一部が原材料としての葉たばこから成るものをいう。
- (6) 「たばこの後援」とは、催し、活動又は個人へのあらゆる形態の貢献であつて、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。

### 2 目的（第三条）

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的

とする。

### 3 基本原則（第四条）

締約国は、この条約及び議定書の目的を達成し及びその規定を実施するため、特に次に掲げる原則を指針とする。

- (1) すべての者は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることがもたらす健康への影響、習慣性及び死亡の脅威について知らされるべきである。
- (2) たばこの煙にさらされることからすべての者を保護するための措置をとる必要性、たばこ製品の使用の開始を防止し、その使用の中止を促進し及び支援し並びにその消費を減少させるための措置をとる必要性、性差に応じた危険性に対応するための措置をとる必要性等を考慮した強い政治的な決意が必要である。
- (3) たばこ製品の消費を減少させるための多くの部門における包括的な措置及び対応は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることにより疾病並びに早産による障害及び死亡が発生することを公衆衛生の原則に従って予防するために不可欠である。
- (4) 市民社会の参加は、この条約及び議定書の目的の達成に不可欠である。

### 4 一般的義務（第五条）

- (1) 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書に従い、多くの部門における包括的な自国の戦略、計画及びプログラムであつてたばこの規制のためのものを策定し、実施し、並びに定期的に更新し及び検討する。
- (2) このため、締約国は、その能力に応じ、たばこの規制のための国内における調整のための仕組み又は中央連絡先を確立し又は強化し、及びこれらに資金を供与する。

- (3) 締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。

### 5 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第六条）

各締約国は、課税政策を決定し及び確定する締約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができ

る。

(1) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施する。

(2) 適当な場合には、免税のたばこ製品について一の国から他の国に移動する者に対する販売又は当該者による輸入を禁止し又は制限する。

6 たばこの煙にさらされることからの保護（第八条）

締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

7 たばこ製品の含有物に関する規制（第九条）

締約国会議は、権限のある国際団体と協議の上、たばこ製品の含有物及び排出物の試験及び測定並びに当該含有物及び排出物の規制のための指針を提案する。締約国は、権限のある国内当局が承認した場合には、当該試験及び測定並びに当該規制のための効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。

8 たばこ製品についての情報の開示に関する規制（第十条）

締約国は、国内法に従い、たばこ製品の製造業者及び輸入業者に対したばこ製品の含有物及び排出物についての情報を政府当局へ開示するよう要求する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。さらに、締約国は、たばこ製品及び当該たばこ製品から生ずる排出物の毒性を有する成分について情報を公衆に開示するための効果的な措置を採択し及び実施する。

9 たばこ製品の包装及びラベル（第十一条）

(1) 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三年以内に、その国内法に従い、次のことを確保するため、効果的な措置を採択し及び実施する。

(イ) たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危



険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段（特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が低いとの誤った印象を直接的又は間接的に生ずる用語、形容的表示、商標、表象による表示その他の表示を含む。）を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないこと。これらの手段には、例えば、「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語を含めることができる。

(ロ) たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、たばこの使用による有害な影響を記述する健康に関する警告を付すること。この警告は、

(a) 権限のある国内当局が承認する。  
 (b) 複数のものを組合せを替えて表示する。

(c) 大きなもの、明瞭なもの並びに視認及び判読の可能なものとする。

(d) 主たる表示面の五十パーセント以上を占めるべきであり、主たる表示面の三十パーセントを下回るものであってはならない。

(e) 写真若しくは絵によることができ、又は写真若しくは絵を含めることができる。

(2) たばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルには、(1)(ロ)の警告に加え、たばこ製品の関連のある含有物及び排出物であつて国内当局が定めるものについての情報を含める。

10 教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第十二条）

締約国は、適当な場合にはすべての利用可能な情報の伝達のための手段を用いて、たばこの規制に関連する問題についての啓発を促進し及び強化する。

11 たばこの広告、販売促進及び後援（第十三条）

(1) 締約国は、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。自国の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課する。

この制限には、自国が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自国の領域から行われる国境を越える効果を

有する広告、販売促進及び後援の制限又は包括的な禁止を含める。

(2) 締約国は、憲法又は憲法上の原則に従い、少なくとも次のことを行う。

(イ) 虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこ製品の販売を促進するあらゆる形態のたばこの広告、販売促進及び後援を禁止すること。

(ロ) あらゆるたばこの広告並びに適当な場合にはたばこの販売促進及び後援に当たり健康に関する警告若しくは情報又は他の適当な警告若しくは情報を付することを要求すること。

(ハ) 公衆によるたばこ製品の購入を奨励する直接又は間接の奨励措置の利用を制限すること。

(ニ) 包括的な禁止を行っていない場合には、まだ禁止されていない広告、販売促進及び後援へのたばこ産業による支出について関連する政府当局に対し開示することを要求すること。

(ホ) ラジオ、テレビジョン、印刷媒体及び適当な場合には他の媒体（例えば、インターネット）におけるたばこの広告、販売促進及び後援について、五年以内に、包括的な禁止を行い、又は自国の憲法若しくは憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国の場合には、制限すること。

(ヘ) 国際的な催し、活動又はそれらの参加者に対するたばこの後援を禁止し、又は自国の憲法若しくは憲法上の原則のために禁止する状況にない締約国の場合には、制限すること。

(3) 締約国は、国境を越えて行われるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止のために国際的な協力を必要とする適当な措置を定める議定書の作成について検討する。

12 たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置（第十四条）

締約国は、たばこの使用の中止及びたばこへの依存の適切な治療を促進するため、自国の事情及び優先事項を考慮に入れて科学的証拠及び最良の実例に基づく適当な、包括的及び総合的な指針を作成し及び普及させ、並びに効果的な措置をとる。

13 たばこ製品の不法な取引（第十五条）

(1) 各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し、記録し及び管理することを国内法及び関連する二国間又は多数国間協定に従って支援するため、たばこ製品のすべての個装その他の包装及び外側の包装に表示が確保されるよう効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。さらに、締約国は、自国の国内市場において販売される小売用及び卸売用のたばこ製品の個装及び包装について、最終仕向地を示す効果的な表示又は当局が当該たばこ製品の国内市場における販売の合法性を判断することに役立つ他の効果的な表示を行うことを要求する。

(2) 締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくするため、たばこ製品の国境を越える取引についての監視及び資料の収集、関係当局間の情報の交換、不法な取引を対象とする制裁及び救済措置を伴う法令の制定又は強化等を行う。

14 未成年者への及び未成年者による販売（第十六条）

(1) 締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。これらの措置には、自国の管轄の下にあるたばこの自動販売機が未成年者によって利用されないこと及びそのような自動販売機によって未成年者に対するたばこ製品の販売が促進されないことを確保すること等を含めることができる。

(2) 締約国は、公衆、特に未成年者へのたばこ製品の無償の配布を禁止し又はその禁止を促進する。

(3) 締約国は、拘束力のある書面による宣言を行うことにより、自国の管轄内におけるたばこの自動販売機の導入の禁止又は適当な場合にはたばこの自動販売機の全面的な禁止を約束することを明らかにすることができる。

15 経済的に実行可能な代替の活動に対する支援の提供（第十七条）

締約国は、相互に並びに権限のある国際的及び地域的な政府間機関と協力して、適当な場合には、たばこの労働者及び耕作者並びに場合に依り個々の販売業者のために経済的に実行可能な代替の活動を促進する。

16 環境及び人の健康の保護（第十八条）

締約国は、この条約に基づき自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内におけるたばこの栽培及びたばこの製造との関係にお

いて環境の保護及び環境に関連する人の健康の保護に対し妥当な考慮を払うことに同意する。

17 責任（第十九条）

(1) 締約国は、たばこの規制のため、必要な場合には、刑事上及び民事上の責任（適当な場合には、賠償を含む。）に対応するための立法上の措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促進することを検討する。

(2) 締約国は、適当な場合及び相互に合意した場合には、自国の法令、政策及び法律上の慣行並びに適用のある既存の条約による取決めの範囲内で、この条約に適合する民事上及び刑事上の責任に関する訴訟手続について相互に援助を与える。

18 研究、監視及び情報の交換（第二十条）

(1) 締約国は、たばこの規制の分野において、国の研究を発展させ及び促進すること並びに地域的及び国際的に研究プログラムを調整することを約束する。

(2) 締約国は、適当な場合には、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることの規模、形態、決定要因及び影響に関する国、地域及び世界的規模の監視のためのプログラムを作成する。

(3) 締約国は、国内法に従い、この条約に関連する科学的、技術的、社会経済的、商業的及び法的な情報並びにたばこ産業及びたばこの栽培の業務に関する情報であって公に入手可能なものの交換を促進し及び容易にする。

19 報告及び情報の交換（第二十一条）

締約国は、事務局を通じ、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。すべての締約国による報告の頻度及び形式は、締約国会議が決定する。締約国は、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に、最初の報告を行う。

20 科学的、技術的及び法的な分野における協力並びに関連する専門知識の提供（第二十二条）

締約国は、直接に又は権限のある国際団体を通じ、開発途上締約国及び移行経済締約国のニーズを考慮し、この条約から生ずる義務を履行する能力を強化するために協力する。

21 締約国会議（第二十三条）

この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の実施状況を定期的に検討し及びこの条約の効果的な実施の促

進のため必要な決定を行い、並びにこの条約の議定書、附属書及び改正を採択することができる。このため、締約国会議は、締約国が提出した報告の検討、この条約の実施状況に関する定期的な報告の採択、この条約の目的の達成のために必要な補助機関の設置、適当な場合には、権限があり、かつ、関連する国際連合の諸機関、他の国際的及び地域的な政府間機関並びに非政府機関及び非政府団体による役務、協力及び情報の提供を要請すること等を行う。

## 22 事務局（第二十四条）

締約国会議は、常設の事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。この条約に基づく事務局の任務は、常設の事務局が指定され及び設置されるまでは、世界保健機関が遂行する。事務局は、締約国会議及び補助機関の会合の準備及びこれらの会合への役務の提供、締約国会議の指導に基づく権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体との必要な調整の確保その他締約国会議が決定する任務を遂行する。

## 23 資金（第二十六条）

(1) 締約国は、自国の計画、優先度及びプログラムに従い、この条約の目的を達成するための国内の活動に関して資金上の支援を提供する。

(2) 締約国は、適当な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国が多くの部門における包括的なたばこの規制のためのプログラムを作成し及び強化するため、二国間、地域、小地域及び他の多数国間の資金の提供のための経路の利用を促進する。

(3) 締約国会議は、第一回会合において、事務局が行った研究及び他の関連する情報に基づき既存の及び潜在的な援助の提供元及び制度を検討し、並びにその妥当性について検討する。締約国会議は、必要な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約の目的を達成することを援助するためにこれらの締約国に対して追加的な資金を提供することを目的として、既存の制度を強化し又は任意の世界的な基金若しくは他の適当な資金供与の制度を設立する必要性を決定するに当たり、それらの検討の結果を考慮する。

## 24 紛争の解決（第二十七条）

この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、外交上の経路を通じ、交渉又は当該紛争当事

国が選択するその他の平和的手段（あっせん、仲介又は調停を含む。）による紛争の解決に努める。国又は地域的な経済統合のための機関は、これらの手段によって解決することができなかった紛争について、締約国会議がコンセンサス方式によって採択する手続による特別の仲裁裁判を義務的なものとして受け入れる旨を寄託者に対し書面によって宣言することができる。

25 条約の改正（第二十八条）

締約国会議における条約の改正の手続について定める。

26 附属書の採択及び改正（第二十九条）

締約国会議における条約の附属書の採択及びその改正の手続について定める。

27 留保（第三十条）

この条約には、いかなる留保も付することができない。

28 議定書（第三十三条）

締約国会議における条約の議定書の採択の手続について定める。この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。

29 批准、受諾、承認、正式確認又は加入（第三十五条）

国は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入するものとし、地域的な経済統合のための機関は、この条約を正式に確認し又はこれに加入する。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十五年五月二十一日 ジュネーブにおいて採択

2 効力発生 平成十六年二月二十五日現在 未発効(四十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 平成十六年二月二十五日現在 九十三箇国

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ブータン、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、コートジボワール、チェコ、デンマーク、エジプト、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、大韓民国、クウェート、キルギス、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、マリ、マルタ、マーシャル、モリシャス、メキシコ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、北朝鮮(\*)、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、カタール、サモア、サンマリノ、セネガル、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、シリア、タンザニア、タイ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、英国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、欧州共同体

(\*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 平成十六年二月二十五日現在 九箇国

フィジー、インド、マルタ、モンゴル、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、セーシェル、スリランカ